

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月9日

【四半期会計期間】 第96期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

【会社名】 サンケン電気株式会社

【英訳名】 Sanken Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 飯島 貞利

【本店の所在の場所】 埼玉県新座市北野三丁目6番3号

【電話番号】 (048)472-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長兼財務統括部長
太田 明

【最寄りの連絡場所】 埼玉県新座市北野三丁目6番3号

【電話番号】 (048)472-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長兼財務統括部長
太田 明

【縦覧に供する場所】 サンケン電気株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
(明治安田生命大阪梅田ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第1四半期 連結累計期間	第96期 第1四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	31,478	30,037	131,803
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△ 914	△ 11	3,018
当期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	△ 1,830	△ 428	436
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△ 2,632	△ 1,533	197
純資産額 (百万円)	30,468	31,395	33,293
総資産額 (百万円)	128,595	133,643	136,130
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額 (△) (円)	△ 15.09	△ 3.53	3.60
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.5	23.3	24.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 百万円単位の金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるエレクトロニクス業界は、欧州債務危機に伴う需要低迷、新興国経済の成長スピード鈍化などから、厳しい状況での推移となりました。こうした状況下、当社グループでは、景気に大きく左右されない「エコ・省エネ」領域での展開を加速すべく、自動車・白物家電・産機といった省エネ技術が強く求められる市場へのシフトを進めるとともに、半導体前工程の8インチ化、後工程における生産能力増強、並びに中国・大連市での半導体組立工場新設など、成長戦略実現に向けた構造改革に努めてまいりました。しかしながら、厳しい外部環境並びに円高による売上の目減りなどから、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が300億37百万円となり、前年同期に比べ14億40百万円（4.6%）減少いたしました。損益面では、固定費抑制に努めた結果、営業利益4億21百万円（前年同期 営業損失6億23百万円）を確保いたしました。経常利益、四半期純利益につきましては、前年同期に比べ損失幅を大幅に圧縮しましたが、円高による為替差損の発生などから、経常損失11百万円（前年同期 経常損失9億14百万円）、四半期純損失4億28百万円（前年同期 四半期純損失18億30百万円）を計上することとなりました。

事業セグメント別の概況につきましては、次の通りです。

半導体デバイス事業では、自動車メーカー各社の災害リスク対応強化に伴う部品在庫の積み増しにより、自動車向け製品が好調に推移いたしました。白物家電向け製品では、当四半期に中国で新たな補助金政策が開始されたものの、安定的な需要拡大には至らず、計画を下回る推移となりました。TV向け製品では、前期から続く需要低迷と価格下落により厳しい展開となりました。これらの結果、当事業の売上高は228億32百万円と、前年同期比3億24百万円（1.4%）減少いたしました。構造改革による収益改善並びに製品ミックスの良化などが寄与し、営業利益は13億44百万円と、前年同期比8億17百万円（155.0%）の増加となりました。

CCFL事業では、照明器具や表示パネルといった新領域での販売に努めてまいりましたが、更なる液晶TVの価格下落から、売上高は3億11百万円と、前年同期比2億27百万円（42.2%）の減少となり、損益面では損失幅を縮小したものの、営業損失1億70百万円（前年同期 営業損失3億38百万円）を計上することとなりました。

PM事業では、多機能プリンターなどのOA向け製品並びに海外市場向けのオーディオ用製品が好調に推移しましたが、TV向け製品が前期に引き続き低調に推移した結果、売上高は41億97百万円と、前年同期比4億18百万円（9.1%）の減少となり、損益面では損失幅を縮小したものの、営業損失1億68百万円（前年同期 営業損失3億55百万円）を計上することとなりました。

PS事業では、官公庁・通信設備向け製品の受注が概ね計画線上で推移しました。その他の民需市場においても拡販に努めてまいりましたが、未だ民間設備投資の動きが弱く、この領域での受注は伸び悩みました。これらの結果、当事業の売上高は26億96百万円と、前年同期比4億70百万円（14.9%）減少し、営業利益につきましても13百万円と、前年同期比78百万円（85.5%）減少いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産の部は、1,336億43百万円となり、前連結会計年度末より24億86百万円減少いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金が22億36百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部は、1,022億48百万円となり、前連結会計年度末より5億89百万円減少いたしました。これは主に、支払手形及び買掛金が21億49百万円、短期借入金が61億48百万円減少し、コマーシャル・ペーパーが25億円、長期借入金が49億93百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部は、313億95百万円となり、前連結会計年度末より18億97百万円減少いたしました。これは主に、利益剰余金が4億28百万円、為替換算調整勘定が8億98百万円減少したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を次の通り定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、それなくしては将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の当社の本基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様により長期的に継続して当社に投資していただくため、当社株主共同の利益に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

1) 会社の経営の基本方針

当社は、当社グループが目指すべき方向性を明確にするため、平成15年4月に経営理念を制定して

おります。この理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境との調和に対する着実な対応を通じて、会社の価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。

2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、平成24年4月から平成27年3月までの3ヶ年に亘る中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定しております。

本計画では、基本方針として次の事項を定めております。

- ・ 真のグローバル企業への転換による企業体質の変革
- ・ エコ・省エネ、グリーンエネルギー市場を核とした成長戦略の実現
- ・ 技術マーケティングの確立と効率的な開発マネジメントによる新製品開発の促進
- ・ 革新的なものづくりの追求と販売・FAE機能の拡充による競争力の向上
- ・ グループリソースの最大活用と財務体質の強化

本計画では、事業ドメインを「Power Electronics」と定めております。当社グループでは、この分野におきましてエコ・省エネ技術（Eco-Solutions）を武器に、グローバルに市場を拡大（Expansion）し、開発・生産・販売・人材の各要素を進化（Evolution）させ、一段上の企業像（Next Stage）を目指すべく、スローガンを「Power Electronics for Next “E” Stage」と定めております。

3) コーポレート・ガバナンス強化

当社は、経営の効率化、透明性の向上及び健全性の維持を図るべく、取締役会の迅速かつ適確な意思決定と業務執行の監督機能を強化させる一方、執行役員制度の採用により機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推し進めております。更に、CSR室及びIR室の活動を通じて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

③ 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

当社取締役会は、上記(2)の取組みは、当社の企業価値を向上させ、当社株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為の可能性を低減させるものであることから、本基本方針の内容に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を損なうものではないと考えております。また、経営に係る基本方針、戦略及び体制強化を定め、これに対する取締役の経営責任の明確化を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

④ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））の概要

当社は、平成20年5月9日開催の当社取締役会において、平成20年6月27日開催の当社第91回定時株主総会の承認をもって、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、公開買付けについては、公開買付開始公告をもって買付行為といたします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を適用対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）の採用を決定いたしました。なお、旧対応方針については、その有効期間が平成23年6月30日までに開催される第94回定時株主総会の終結の時までとされていたため、当社は、平成23年5月10日開催の当社取締役会において、第94回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、旧対応方針を一部改定したうえで、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）として継続することを決定しました。改定後の内容は、平成23年5月10日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」を当社ウェブサイトにて公表しておりますので、そちらをご参照下さい。

⑤ 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

1) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会が当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。この様に本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2) 本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)で述べた通り、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。更に、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。この様に、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。更に、本対応方針は、当社の株主総会で選任される取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は30億9百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

該当事項はありません。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第1四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	完了年月
ポラー セミコンダクター インク	米国ミネソタ州 ブルーミントン	半導体 デバイス	建物	平成24年6月

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	257,000,000
計	257,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	125,490,302	125,490,302	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	125,490,302	125,490,302	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日	—	125,490	—	20,896	—	5,225

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,160,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,349,000	120,349	—
単元未満株式	普通株式 981,302	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	125,490,302	—	—
総株主の議決権	—	120,349	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が含まれております。
自己保有株式 433株

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) サンケン電気株式会社	埼玉県新座市北野 三丁目6番3号	4,160,000	—	4,160,000	3.31
計	—	4,160,000	—	4,160,000	3.31

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,901	10,313
受取手形及び売掛金	※1 29,989	※1 27,753
商品及び製品	11,391	11,200
仕掛品	18,269	19,301
原材料及び貯蔵品	10,855	10,680
繰延税金資産	391	525
その他	3,542	2,961
貸倒引当金	△60	△54
流動資産合計	84,280	82,681
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,246	16,518
機械装置及び運搬具（純額）	17,399	17,082
工具、器具及び備品（純額）	691	704
土地	4,281	4,251
リース資産（純額）	4,081	4,134
建設仮勘定	4,601	4,060
有形固定資産合計	47,301	46,752
無形固定資産		
ソフトウェア	234	249
その他	687	681
無形固定資産合計	922	930
投資その他の資産		
投資有価証券	1,622	1,424
繰延税金資産	176	149
その他	2,075	1,954
貸倒引当金	△249	△249
投資その他の資産合計	3,624	3,278
固定資産合計	51,849	50,961
資産合計	136,130	133,643

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,530	16,381
短期借入金	23,746	17,597
コマーシャル・ペーパー	14,500	17,000
リース債務	1,044	1,104
未払法人税等	514	224
役員賞与引当金	—	12
未払費用	6,516	6,676
その他	1,078	961
流動負債合計	65,930	59,958
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	7,506	12,500
リース債務	3,201	3,175
繰延税金負債	356	593
退職給付引当金	4,073	4,228
役員退職慰労引当金	45	14
資産除去債務	60	60
その他	1,662	1,717
固定負債合計	36,906	42,289
負債合計	102,837	102,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,896	20,896
資本剰余金	18,302	17,938
利益剰余金	7,220	6,792
自己株式	△3,922	△3,923
株主資本合計	42,497	41,704
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15	△203
為替換算調整勘定	△9,485	△10,383
その他の包括利益累計額合計	△9,469	△10,586
少数株主持分	265	277
純資産合計	33,293	31,395
負債純資産合計	136,130	133,643

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	31,478	30,037
売上原価	26,009	23,822
売上総利益	5,469	6,215
販売費及び一般管理費	6,092	5,794
営業利益又は営業損失(△)	△623	421
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	19	18
為替差益	49	—
雑収入	99	106
営業外収益合計	170	126
営業外費用		
支払利息	166	173
製品補償費	178	10
為替差損	—	236
雑損失	116	139
営業外費用合計	461	559
経常損失(△)	△914	△11
特別利益		
固定資産売却益	—	148
特別利益合計	—	148
特別損失		
固定資産除却損	12	22
投資有価証券評価損	—	41
災害による損失	256	—
特別退職金	61	—
特別損失合計	331	63
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,246	73
法人税等	587	507
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,833	△434
少数株主損失(△)	△2	△6
四半期純損失(△)	△1,830	△428

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,833	△434
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△104	△218
為替換算調整勘定	△693	△879
その他の包括利益合計	△798	△1,098
四半期包括利益	△2,632	△1,533
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,637	△1,545
少数株主に係る四半期包括利益	5	12

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、当社及び国内連結子会社は一部の建物を除いて定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。この変更は、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画において、国内での安定的な生産体制維持を目的とした投資へシフトする方針が決定されたことを契機として、減価償却方法の見直しを行った結果、今後の国内生産は安定的な需要が見込める車載用製品が中心となり、設備の稼働は安定的となることから、減価償却方法を定額法に変更することで、より合理的な費用配分が可能になると判断したことによるものであります。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の減価償却費が303百万円減少し、営業利益が208百万円増加、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ213百万円増加しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	116百万円	104百万円

2 輸出債権譲渡に伴う遡及義務額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
	444百万円	615百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	2,105百万円	1,764百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	364	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	363	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	半導体 デバイス 事業	CCFL 事業	PM事業	PS事業			
売上高							
外部顧客への売上高	23,156	538	4,615	3,167	31,478	—	31,478
セグメント間の内部売上高 又は振替高	293	—	121	0	415	△415	—
計	23,450	538	4,737	3,168	31,894	△415	31,478
セグメント利益又は損失 (△)	527	△338	△355	92	△74	△548	△623

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△548百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△546百万円及び棚卸資産の調整額△2百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	半導体 デバイス 事業	CCFL 事業	PM事業	PS事業			
売上高							
外部顧客への売上高	22,832	311	4,197	2,696	30,037	—	30,037
セグメント間の内部売上高 又は振替高	399	—	271	0	671	△671	—
計	23,231	311	4,468	2,697	30,708	△671	30,037
セグメント利益又は損失 (△)	1,344	△170	△168	13	1,019	△598	421

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△598百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△597百万円及び棚卸資産の調整額△0百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、当社及び国内連結子会社は一部の建物を除いて定率法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、セグメント利益が、半導体デバイス事業で200百万円、PS事業で3百万円増加し、セグメント損失が、CCFL事業で1百万円、PM事業で0百万円、調整額で1百万円減少しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△15.09円	△3.53円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり四半期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(百万円)	△1,830	△428
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△1,830	△428
普通株式の期中平均株式数(千株)	121,351	121,329

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8 月 9 日

サンケン電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 尾 忠 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンケン電気株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、会社及び国内連結子会社は一部の建物を除いて定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。